



【傍聴される皆様へ】

- 1 次に該当する方は、傍聴席（議場内）と傍聴用の部屋に入ることができません。
 - (1) 銃器その他危険なものを持っている方。
 - (2) ビラ、プラカード、垂れ幕、たすき、その他の議場内にいる方に対する示威的行為のために使用されるおそれがあると認められる物を携帯したり、着用している方。
 - (3) 酒気を帯びていると認められる方。
 - (4) 会議を妨害したり、他の傍聴人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる方。
- 2 傍聴中は、次の点にご注意ください。
 - (1) 静粛にしてください。
 - (2) 議場における言論に対し、傍聴席（議場内）と傍聴用の部屋において、拍手その他の方法により公然と可否を表明したり、議場内にいる方に対して示威的行為をしないでください。
 - (3) 携帯電話端末その他音を発する機器は、電源を切るか、音が出ない状態にしてください。
 - (4) 飲食や喫煙はしないでください。
 - (5) そのほか、議場の秩序を乱したり、会議や他の傍聴人の妨害となるような行為はしないでください。
- 3 傍聴される方は、議長・係員の指示に従ってください。
- 4 会議終了後は、直ちに退場してください。
- 5 写真、ビデオ等の撮影や録音を希望する方は、議会局にお申し込みください。